

議案第 1 2 1 号

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の制定について

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営の基準（以下「基準」という。）並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに法第78条の2第1項及び第4項並びに第115条の12第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス等事業者（第4条に規定する指定地域密着型サービス等事業者という。）の指定の条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定地域密着型サービス等事業」とは、法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの事業及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの事業であって別表第1の左欄に掲げるものをいう。

(基準の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス等事業の基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる厚生労働省令に規定する基準をもって、その基準とする。当該厚生労働省令の改正に伴う経過措置についても、同様とする。

2 前項の規定により別表第1の右欄に掲げる厚生労働省令に規定する基準を指定地域密着型サービス等事業の基準とするに当たっては、本市の実情を考慮して、これらの厚生労働省令のうち別表第2の第1欄に掲げる厚生労働省令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

(非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示)

第4条 指定地域密着型サービス等事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護

予防サービス事業者をいう。以下同じ。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第5条 指定地域密着型サービス等事業者は、当該地域密着型サービス等の入所者又は利用者(以下「入所者等」という。)の非常時における安全の確保を図るため、あらかじめ法に基づきサービスを提供する事業者相互間、県、市、関係機関及び地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第6条 指定地域密着型サービス等事業者は、当該地域密着型サービス等事業者の職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備等)

第7条 指定地域密着型サービス等事業者は、入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、5年間保存しなければならない。

(指定地域密着型サービス等事業者の指定に関する基準)

第8条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。

2 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービス等事業の基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

指定地域密着型サービス等の事業	厚生労働省令
1 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
2 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第132条第1項第1号イ	1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。	4人以下とすること。
	第160条第1項第1号イ(2)	おおむね10人	10人